

第三者評価結果

事業所名：相模原市立東林保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、児童憲章や児童福祉法等の趣旨をとらえた園の理念や目標に基づいて作成されています。子どもたちの育ちが長期的な見通しをもった全体的な計画となるよう、クラスごとに意見を出し合い作成されています。都内へフルタイムで勤務している保護者が多くいる地域であり、コロナ前は延長保育を利用する子どもが多くいました。そのため、午前中に眠くなってしまいう子どもには、休憩時間を午前にも設けたりするなど個別に対応しています。年度末には子どもたちの育ちを評価・振り返りを行い、次年度の計画に反映しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント> 室内は採光もとれており、換気も十分行われています。温度・湿度計が設置され、季節に応じた管理がされています。夏季はホワイトボードに熱中症指数が記録され、保護者へ周知されています。安全環境、保健衛生係の定期的な検討会が行われ、園内外の安全や衛生管理を行っています。家具の角部分はクッション材で保護されており、怪我防止策が施されています。一人ひとりの子どもがくつろいだり、落ち着くことができるように、遊び、午睡、食事のエリアが分かれています。またクールダウンが必要な子ども用にパーテーションで区切って空間を作ったり、空き部屋があれば利用したりと様々な工夫がされています。しかし集団が大きいいため、一人ひとりの子どもがくつろげる場所作りはスペースの確保など難しい状況です。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> プロフィールシートや児童家庭調査票等を活用し、一人ひとりの子どもの発達状況や家庭環境の把握に努めています。0、1歳児は連絡帳を活用し、家庭と園の生活が連続性のあるものとなるように保護者と連携をとっています。言葉での表現が十分でない子どもは、顔を合わせ手を握ったり抱っこをするなどスキンシップを重視し信頼関係を構築しています。日頃から子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちに沿った関わりをしています。職員会議等で子どもの状況等を報告し、全職員が共通の認識を持って関わられるように努めています。保育マニュアルを基に、言葉遣い、話し方や声のトーンについて毎年読み合わせを行い、子どもに不必要な言葉を用いないよう意識しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> オムツからパンツへの移行や離乳食から普通食への移行等について家庭と園で連携し、保護者との相互理解のもと、一人ひとりの子どもに応じて進めています。子どもが自らやってみようとする姿勢を自信がつくような言葉がけで伝え、成功体験を積み重ねていけるよう促しています。生活習慣の習得にあたり、手洗いの際には手洗いチェッカーを使用したり、イラストなどを使用して視覚からも理解できるような取組を行っています。一人ひとりの子どもの家庭での睡眠状況や体調等を踏まえ、午睡や休息を都度とるなど配慮された援助が行われています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 2年前より、子どもたちが自発的に体を動かすための取組が実践研究として行われています。年齢やクラスの枠を取り払ったオープン保育では、幼児全員で外遊びをする時間があり、乳児は運動遊びや散歩などの時間が設けられています。オープン保育により、異年齢での関わりが多く、協同しての活動ができています。子どもたちが自ら外遊び、中遊びを選択できるだけでなく、音楽遊びなどの表現活動を盛り込んだコーナー遊びの環境が整備され、遊びの内容も選択できます。遊びの中で順番待ちがわかるようにマークを付けたり、交通安全教室に参加するなど社会的ルールが身につくよう工夫されています。園の畑やプランターで野菜や花等の栽培や虫探し等が行われています。また園外保育で拾ったどんぐりを使った制作等、自然と触れ合う環境が整備されています。園でできるSDGsについて自分たちでできる物は何かを考え、子どもたちの豊かな発想で紙作りを行っています。コロナ禍で地域の方との接触機会は作れない状況でありましたが、11月にふるさと指導士による講話を園内で実施し、野菜クイズを楽しむ機会が設けられました。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 一人ひとりの子どもの生活リズムで眠ることができる午睡室が設けられています。食事と遊びの空間をパーティションで区切る等の工夫がされています。クラス担任制となっており、おむつ替えや衣服着脱の際に一人ひとりの子どもの表情を見ながら声かけを行い、スキンシップを取りながら愛着関係を持てるよう配慮しています。ハイハイや立ち上がった際の高さに合わせた探索につながる手作りおもちゃ等を壁面に設置しています。またテラス遊びや運動遊び、ムーブメント等を取り入れ、子どもが自ら遊びたくなるような環境作りに努めています。フィンガーペイント、氷や担任手作りの色付き寒天を使った感触遊びを取り入れ、子どもたちが興味と関心を持つことができる遊びへの配慮がされています。送迎時に保護者へ、咀嚼に合わせた離乳食の食事形態について園にある資料や実物を見せながら説明し、家庭と園で連携を図り、食事を提供しています。家庭と園の子どもたちの生活リズムや体調の共有をするため、連絡帳が活用されています。延長保育の時間は異年齢保育となるため、今後、子どもが安心して過ごせる環境整備が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 一人ひとりの子どものモチベーションが上がるような声かけを行い、子どもが自分でしようとする気持ちを示す際は子ども自身に任せられています。子どもたちが自発的に活動できるようなおもちゃを定期的に入れ替えており、自身で選択する経験を重ねています。保育士は園での様々な活動の中で、子どもが自分でしようとする気持ちを受け止め、側で見守り、タイミングを見て援助する等、子どもが達成感を味わえるよう配慮しています。保育士は子どもたちが友だちと関わる際に簡単な言葉やしぐさで伝える経験を積み重ねていられるよう援助し、代弁をすることもあります。また友だち同士でふれあい、手をつなぐ等を中心とした遊びを取り入れています。散歩へ出かけた際に地域の方が草笛を披露してくれる機会もあります。送迎時や1歳児は主に連絡帳、2歳児はすくすくカードや面談で一人ひとりの子どもの様子やトイレトレーニング等、家庭との連携を図っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> コロナ前はオープン保育を実施していました。現在はクラス保育となっていますが、子どもが集団の中で遊びや制作に取り組めるような環境を整えています。3歳児クラスでは、子どもが自発的、主体的に興味のある遊びを選べるような環境を整えています。「ジャングルジムに上れる段数」など遊びのルールや約束ごとを4歳児、5歳児クラスと統一して決められており、オープン保育再開に向け取り組んでいます。4歳児クラスは椅子取りゲームや新聞紙リレー等、ルールのある集団遊びを取り入れています。また運動会の小道具作りでは、子どもたちのやりたいことや意見を取り入れ、子どもたちが主体的に取り組める活動内容となりました。5歳児クラスでは子どもたちが主体となり意見を出し合う「みどり組会議」が開かれ、段ボールと牛乳パックを使ったSDGsの取り組みやサーキット等の遊びや活動が展開されています。当番活動や運動会では一人ひとりだけでなく、友だちと一緒にやり遂げる楽しさを味わえています。子どもたちの様子は、園だよりや園の活動ボードで保護者や地域へ伝えられています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 園の1階まではスロープがあり、段差のないバリアフリーとなっていますが、2階へはエレベーターがありません。みんなのトイレやAEDが設置されています。配慮が必要な子どもの個別指導計画は、保護者の希望等が盛り込まれた内容で作成されています。またクラスの指導計画と関連付けられ作成されています。障害児に限らず、保護者からの相談内容により支援保育コーディネーターを通して専門機関に繋げる等、子どもと保護者に必要な情報の提供が行われています。また年3回、医療型発達支援センターの職員が来園し、相談や助言を受ける機会が設けられています。相談内容や助言についてはケース会議や職員会議で周知されています。職員はキャリアアップ研修の「障害児保育・特別支援教育」を受講しています。障害がある子どもの保育について理解を深めるため、クラスの子どもたちと一緒に参加したお楽しみ会の様子を園だよりで保護者へお知らせしています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 一人ひとりの子どもの状況に応じて子どものペースで生活できるよう、食事時間や睡眠時間を配慮しています。延長保育時には捕食の提供を行っています。不安を大きく感じている子どもには職員を一人配置し、子どもの気持ちを傾聴するなど気持ちに寄り添った対応をしています。また集団から一人で過ごすことができる場所へ移動し、ゆっくり落ち着いて過ごせる環境を提供しています。子どもたちが月、週、日単位での生活の流れがわかるように、年齢に応じたカレンダーを用意し、子どもたちに予定を伝えています。子どもの一日の様子については当番ノートを活用し、職員間や職員から保護者へ連絡ができるように連携を図っています。連絡帳やすくすくカードを活用し、園と家庭との情報共有に努めています。子どもの所在を確認するため、30分毎に人数確認を行っています。また欠席連絡がない未登園児の家庭には連絡を入れ確認しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画、年間指導計画や月の指導計画は、就学までに育てほしい10の姿を基に作成され、それに基づいた保育が行われています。就学以降の生活や学習基盤の育成につながることに配慮し、創造的な嗜好や主体的な生活態度などの基礎を培う、と記載され、それに基づいた保育が行われています。小学校へ1年生の運動会の練習を見学に行ったり、1年生が作成した紙芝居を活用して子どもたちが就学に向けて見通しが持てる機会を設けています。保育士が幼保小連携の話し合いに参加し、小学校教諭と就学に向けた生活について話をした内容を園に掲示し、保護者と情報共有しています。5歳児以前より、必要な内容を各クラスの年度終わりに記載し、保育所児童保育要録の作成に役立てています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p style="background-color: yellow;">a</p>
<p><コメント> 子どもの健康管理に関する保健マニュアルがあり、それに基づいた健康台帳や歯科検診票で一人ひとりの子どもの健康状態を把握しています。朝や帰りの送迎時に保護者から聞き取った子どもの体調等の情報を当番ノートへ記載するなど、職員間で共有しています。子どもの体調に変化があった際は保護者へ電話連絡を行い、「病気、無連絡、怪我等連絡簿」に記録を残しています。子どもが園で怪我をした際は、「怪我報告書」に記録し改善策を検討しています。保護者へ状況説明と怪我の状態について報告を行い、帰宅後の子どもの様子について翌日の登園時に保護者から聞き取りを行っています。また症状によっては、24時間は家庭で様子を見るよう保護者へお願いしています。全体的な計画の「子どもの健康支援」に目標が載っており、園だより等で健康に関する園の取り組みを伝えています。SIDSに関する情報を掲示や保護者会で情報提供しており、職員は研修を受講し知識を周知しています。また睡眠チェックリストで0、1歳児は5分ごと、2歳児は15分ごとに、うつ伏せになっている子は仰向けにするなど顔色や呼吸を確認しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 一人ひとりの健康診断や歯科検診の結果は健康台帳や歯科検診票に記録し保管されており、職員はいつでも確認することができます。月の計画等に健康診断や歯科検診の結果が反映されています。4、5歳児を中心に歯磨きのペースカードを作成し、遊びの中で歯磨きに興味を持てるように工夫しています。子どもたちが日々の生活で歯磨きが習慣になるような取組を行っています。健康診断や歯科検診の結果は出席ノートや連絡帳で保護者へ伝えられています。診断結果から受診が必要な子どもは、保護者へ口頭や受診のお知らせを発行し、伝えています。また健康診断や歯科検診に欠席した子どもには、次回受診できるよう保護者へ受診日を伝えています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもの保護者とアレルギー面談を年2回実施しています。医師の指示による「生活管理指導表」を基に「食物アレルギー個別票兼対応確認書」「面談シート」を作成し、子どもの状況に応じた対応を行っています。症状が悪化した子どもがいる際は保護者へ連絡し、受診してもらっています。食物アレルギー対応食を提供するまでに毎月の献立の読み合わせや提供前のチェックを行い、安心して提供できるようシステムを強化しています。保護者と園とで確認した献立冊子は給食室やランチルームに設置されています。また誤食した際に全職員が対応できるよう、年2回誤食シミュレーションを行っています。園では子どもたちに、「アレルギーがあり、皆と同じ食材を食べられないお友達もいる」と話し、アレルギー疾患のある子ども用のスペースを設けています。子どもたちは食後に足拭きを行い、アレルゲンを他室へ持ち運ばないよう指導しています。保護者には、園で提供する以外の食べ物を園内に持ち込まないようお知らせしています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>年間計画に食に関する経験が出来るような取組が位置付けられています。子どもたちが好きなキャラクターやカミカミマンを登場させ、咀嚼の大切さを伝えています。食事の際に足が床に届かない子どもは足台を使用しています。食器の材質や形に配慮し、メニューにより食器の種類を変えるなど配慮しています。コロナ禍で黙食を推奨している中、おかわりをしたい子どもはその場で手を挙げて知らせています。子どもたちが野菜に興味を持ち、食べてもらえるようにクラスごとに野菜を栽培しています。食育ボードには、子どもと保育士と一緒に昼食とおやつのおやつについて、体の調子を整える食材やエネルギーになる食材等を色分けし、マグネットで貼っています。食育アンケートで保護者からあがった意見を取り上げ、食具の取組について子どもの指先遊びと関連付け、わかりやすく説明しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>クラス担任と調理員で毎月離乳食会議を行い一人ひとりの発育状況等に応じた献立や調理の工夫をしています。子どもの食べる量や好き嫌いなどを保護者と園で口頭で情報共有しています。調理指示書に子どもたちの喫食状況等が記載され、栄養士に報告されています。季節感ある献立が考えられており、調理に工夫があります。ふるさと生活技術指導士に地場野菜の紹介や実際に野菜に触れる機会を設けてもらっています。また、調理員が食事に関するクイズを作成し、披露することもあります。相模原市立保育所調理業務等作業基準に基づき、衛生管理を行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>0、1歳児は連絡帳で家庭との日常的な情報交換を行っています。朝の受け入れ時に職員が気になることは口頭で確認して各クラス担任に確実に伝えるようにしています。2歳児から5歳児は各クラスの情報ボードを利用し、その日の活動内容を掲示し、送迎時には口頭でその日の個々の子どもの姿やエピソードを添え保護者に伝えられるようにしています。さらに、2歳児以上は2~3ヶ月に1回「すくすくカード」を利用して園での姿、家庭での姿をそれぞれ記入し子どもの成長を保護者と共有しています。全保護者に向け個人面談の機会を設け、懇談会も年2回行っています。コロナ禍のため、昨年度から懇談という形ではなく、保護者会として園からのお知らせを伝える形式をとっています。就学を控えた5歳児クラスと1歳児クラスは今年度から「コミュニケーションボード」を作成し、保護者の不安や悩みを保護者同士でアドバイスし合える体制を整えています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>毎日の送迎時の対話を大切にして、保護者と信頼関係を築くようにしています。子育ての悩みを受けた時は、当番ノートや日記に記載し、職員間で共有できるようにしています。必要に応じてじっくり話せるよう個人面談を適宜行っています。個人面談記録は規定の書式に記入し、園長に報告、職員間で共有しています。保護者への特別対応が必要な案件に関しては、個別に記録し、必要に応じて経過を追えるようにして職員間で情報共有しています。保護者からの相談や意見、質問に関しては、なるべく即答を避け、職員間で周知を図り検討し、全職員が同じ対応ができるようにしています。保護者の就労事情にあわせて早朝、延長、土曜保育を行っています。延長保育は18時から補食の提供をしています。保護者掲示や園だよりを利用して、子育てに役立つ食育、保健等の様々な情報を発信しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>毎日の受け入れ時には丁寧な視診を行っています。特にあざや怪我等は前日もあったか他職員と確認をしています。当番ノートに怪我の有無なども書き込み、記録に残すようにしています。着替えの際には、身体にあざなどもチェックしています。虐待が疑われるケースや、すでに通告がある家庭に対しては、職員に周知し保護者対応や子どもへの接し方についてケース会議を開くなど、園全体の周知と検討を行っています。虐待防止のため、事前に保護者の悩みなどを面談などで丁寧に聞き取りながら援助しています。朝食をとっていない子どもには給食を多めに提供したり、貧困家庭には不快でない程度におむつ交換の頻度をさげる等、家庭での養育環境に合わせた対応を行い、関係機関との連携もとしています。職員は人権に関するチェックシートの記入や虐待発見マニュアルの読み合わせなどを行っています。シミュレーション等の研修は今後の課題としています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>毎月1~2回、各クラスの話し合いの時間を設け、月の指導計画をもとに反省や次月の課題を見出しています。また、現在の子どもの姿から子どもの興味関心に合わせた活動を行っています。前期と後期の年2回、職員全員で、取り組めたこと、取り組めなかったことを付箋に書き、模造紙に分かりやすく貼付する田の字ワークを行っています。職員の思いを言語化することでお互いに理解し、学び合える機会となっています。その中で一度立ち止まり、課題を見出し、課題解決に向けての取組を進めています。また、自己評価チェック表を使用し、保育士としての姿勢の振り返りも行っています。年度末には次年度に向け、重点項目の見直しやクラス全体の引き継ぎも行っています。</p>	